

2004年6月24日

ソニー銀行株式会社  
ソニー生命保険株式会社

## ソニー銀行によるソニー生命の個人年金保険商品の販売開始について

ソニー銀行株式会社（代表取締役社長：石井 茂／本社：東京都港区）は、6月28日（月）より、ソニー生命保険株式会社（代表取締役社長：川島 章由／本社：東京都港区）の個人年金保険商品を新たに商品ラインナップに加え、販売を開始しますのでお知らせいたします。

今回の販売提携は、中間金融持株会社であるソニーフィナンシャルホールディングスが設立され、初めてのシナジー効果を発揮したサービスの提供となります。これによりソニー銀行は、資産運用銀行としての商品ラインナップが拡充し、お客さまの多様な運用ニーズにお応えしてまいります。またソニー生命は、販売チャネルの拡大により、お客さまの利便性向上を図ってまいります。

この度取り扱いを開始するのは、ソニー生命の以下の二種類の個人年金保険商品（一時払）です。詳細は、別紙の商品概要をご覧ください。

### ◆ 5年ごと利差配当付個人年金保険

将来受け取れる年金額が契約時に確定する定額型の年金保険です。年金の受け取り方法や支払い開始年齢など、お客さまのライフスタイルに合わせて契約内容を選択することができます。

### ◆ 変額個人年金保険（無配当）

契約時に定めた基本年金額や死亡給付金額が、保険料を運用する特別勘定の運用実績に応じて増減する保険商品です。ライフサイクルや運用環境の変化に応じて特別勘定の組合せ変更や、積立金額の増減を検討することができます。

これによりソニー銀行のお客さまは、ソニー銀行のサービスサイトからインターネットを通じて、いつでもご自身で設計書の作成や申込書の請求を行うことができます。申込書を郵送することで、店舗に出向くことなく手続きを行うことが可能です。また契約後は、「ソニー生命インターネットサービス」をご利用いただくことで、特別勘定の組合せ変更や、積立金額の増減をホームページ上で変更することが可能となります。

今後も両社は、ソニーフィナンシャルホールディングスグループとしての連携を強化し、お客さまひとりひとりのニーズに合わせた新たな金融サービスを提供してまいります。

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>

ソニー銀行 企画部広報 安積(アヅミ) 03-5446-5678  
ソニー生命保険 広報部広報課 斎藤・平泉 03-3475-8813

## ■ 個人年金保険の商品概要

商品名	5年ごと利差配当付個人年金保険				
引受保険会社	ソニー生命保険株式会社				
特長	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 老後の生活資金を計画的に確保できます</li> <li>② 年金の種類や受取方法を選べます</li> <li>③ 年金の支払開始年齢を選択できます</li> <li>④ 年金支払開始日前に死亡された場合、死亡給付金を支払います</li> <li>⑤ 責任準備金等の運用益が保険会社の予定した運用益をこえた場合、契約後5年ごとに契約者配当金を支払います</li> </ul>				
お取り扱いできるご契約	お客さまご本人が契約者、被保険者および年金受取人となる契約				
保険料の払込方法	一時払				
年金種類	5年確定年金・10年確定年金・15年確定年金				
	5年保証期間付終身年金・10年保証期間付終身年金				
年金額	20万円以上10万円単位、3,000万円以下（既契約通算）				
付加特約	5年ごと利差配当付年金支払特約が自動的に付加				
年金支払開始年齢	年金種類	ご契約年齢	年金支払開始年齢		
			5年・10年・15年 確定年金	41～48歳	50歳
				46～53歳	55歳
				51～58歳	60歳
				56～63歳	65歳
	61～68歳	70歳			
	5年保証期間付 終身年金	年金支払開始年齢から 2～9歳を減じた年齢	75歳から85歳まで 1歳刻み		
10年保証期間付終身年金	年金支払開始年齢から 2～9歳を減じた年齢	50歳から74歳まで 1歳刻み			
年金支払開始日の前日に 変更可能な年金種類	終身年金、保証期間付夫婦年金、夫婦年金 年金支払期間も選択可能				

## ■ 変額個人年金保険の商品概要

商品名	変額個人年金保険（無配当）	
引受保険会社	ソニー生命保険株式会社	
特長	① 運用実績に応じて年金額が増減します ② 年金の支払期間や支払開始年齢を選べます ③ 定額年金への変更や年金種類の変更も可能です ④ 年金支払開始前に死亡された場合、死亡給付金を支払います ⑤ 運用対象を8つの特別勘定から選べます	
お取り扱いできるご契約	お客さまご本人が契約者、被保険者および年金受取人となる契約	
保険料の払込方法	一時払	
年金種類	5年確定年金・10年確定年金・15年確定年金	
基本年金額	<b>【5年確定年金】</b> 50万円以上10万円単位、3,000万円以下（既契約通算） <b>【10年確定年金・15年確定年金】</b> 20万円以上10万円単位、3,000万円以下（既契約通算）	
付加特約	5年ごと利差配当付年金支払特約が自動的に付加	
年金支払開始年齢 (3種類の年金共通)	ご契約年齢	年金支払開始年齢
	20～45歳	55歳
	20～50歳	60歳
	20～55歳	65歳
	25～60歳	70歳
	30～65歳	75歳
	35～70歳	80歳
年金支払開始日以後に変更可能な年金種類	定額年金、保証期間付終身年金、保証期間付夫婦年金、変額年金+定額年金、確定年金	
特別勘定の種類	日本	債券型、株式型、日本成長株式型、総合型、短期金融市場型
	世界	世界株式型、世界コア株式型、世界債券型